

平成27年度 飯田市の保育料について

1 平成27年度の方針及び内容

- (1) 平成27年度保育料は平成26年度に引き続き、平成25年度に改定した保育料の一括引下げを継続する。
- (2) 独自の多子世帯軽減として、18歳未満の兄弟がいる世帯で第3子が保育所に入所した際の利用者負担の軽減を拡大し、これまでの20%から50%の軽減率に拡充する。(第4子：70%、第5子以降：100%)【拡充額3,274万円】
- (3) 年少扶養控除の廃止に伴う国の激変緩和措置の終了により、平成27年度から保育料の階層が上がってしまう世帯への当市独自の救済措置として、階層変動がなかったものとして保育料を算定する。(4月から8月までの期間限定)【拡充額391万円】

2 軽減の理由と背景

当市では、平成19年度に保育料の引き下げを行ったことで、保育料の軽減率は県下19市でトップクラスとなり、更なる軽減を平成25年度に行って、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組んできたところである。

平成26年度に人口減少への危機感が全国的に高まる中で、当市では平成27年度において県からの財政支援も活かして、更に多子世帯軽減を拡充することとした。希望する数の子どもを持てていない最大の理由である経済的負担を軽減することで、さらにもう一人産み育てようと思ってもらえる社会環境づくりに努めていく。

3 参考事項

(1) 平成25年度の飯田市の保育料軽減措置

- ① 平成19年度に引き下げ改定した保育料に対して、一人当たり平均年額で約4,500円の更なる一括引き下げを行った。
- ② 従来の多子世帯への保育料軽減は、同一世帯で18歳未満の兄弟がいる場合で3子以降一律に10%軽減していたが、それを20%軽減にするとともに、新たに4子は70%軽減、5子以降は無料とした。

◎これらの更なる一括軽減及び多子世帯への軽減措置の拡充により、平成25年度の軽減率は34.26%となり県下19市中第3位の軽減率となった。

※保育料軽減率の推移

平成18年度の軽減率は20.8%で県下19市中13位であったが、平成19年度は29.2%で3位となり、続く平成20年度は30.2%で4位、平成21年度は30.4%で2位、平成22年度は30.1%で5位、平成23年度は30.4%で6位、平成24年度は30.9%で4位と推移していた。(平成26年度は35.05%)

(2) 国の保育所徴収金基準額の動向

○国は児童福祉法の改正(平成10年4月1日施行)により保育料は年齢別保育費用を基礎とした均一化

の方向を目指すこととしたが、家計に与える影響等を考慮して、当面は「保育料所得階層区分」を7階層とすることとした。

- 「保育料所得税額区分」は、平成11年分から行われた所得税の定率減税(20%)に合わせ、平成12年度以降は当該減税後所得税の額に改正した。一方、平成16年分から配偶者特別控除が一部廃止されたが、保育料所得税額区分の改正は行われなかった。
- 平成19年度において、所得税定率減税(20%)の段階的廃止(18年分10%・19年分廃止)に合わせ保育料所得税額区分が改正された。(所得階層区分7階層は変更なし)
- 平成19年度において税源移譲が行われた。又、従来の定率減税が廃止された。(この改正によって所得税・住民税を合わせた負担の総額は変更なし。定率減税は除く)このことにより、平成20年度の保育料階層区分の所得税額区分が改正された。
- 平成21年度国の徴収基準額が変更され同時入所3人目無料となる。(従来同時入所3人目は10%負担であったものを市単で無料としていたが、これが国の徴収基準額で無料となる)
- 平成22年度国の徴収基準額が変更され、所得税額734,000円以上が新たに第8階層となった。市もこれに準じ、平成22年度から11階層を新設した。
- 平成23年度に税制改正が行われたが、国からの通知により、税制改正による扶養控除の見直しの影響を生じさせないものとして保育料を算定した。
- 平成25年度も平成24年度に引き続き、税制改正による扶養控除の影響を生じさせないものとして保育料を算定する。
- 平成25年8月から生活保護制度における生活扶助水準の見直しが行われ、保育料算定においてはその影響が及ばないように対応する。

(3) 子ども・子育て支援新制度による変更等の概要

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格施行されて、子育て支援の量の拡充と質の向上が図られることとなり、本市においても制度を活用して幼児期の保育や教育の質の向上を目指していく。

なお、保育料を巡って従来と変更になった主な内容は次のとおりである。

- 保育料は、国が示す基準を上限として市町村が定める。(従来どおり)
- 従来は園が定めていた教育利用に係る保育料についても、市町村が定めるようになった。
- 保育料の改定時期が、従来の4月から9月に変更された。
- 保育の時間(上限)に、標準時間(11時間)・短時間(8時間)の2区分ができた(従来は8時間の1区分)。
- 認定こども園(幼保連携型認定こども園)では、新たに3歳以上児の保育が行われるようになった(3歳以上児の教育と保育が同園内、同学級で実施される)。
- 園へ交付されていた運営費や私学助成が、公的給付制度として保育園・幼稚園を通じて一本化された。このこと等により、幼稚園(認定こども園の教育利用を含む)は従来の教育財源による園への私学助成や、保護者への就園奨励費補助金がなくなった。私学助成は施設型給付費へ、就園奨励費補助金はそれを反映した保育料へと移行した。

平成27年度 飯田市利用者負担 徴収基準額表教育時間認定(1号認定)

利用者負担(保育料)は基本的に保護者の「市町村民税所得割額」によって計算されます。
 利用者負担(保育料)の切り替え時期が平成27年度からは毎年9月になります。
 平成27年度の場合は
 4月～8月分は保護者の「平成26年度市町村民税所得割額」に基づく利用者負担(保育料)
 9月～3月分は保護者の「平成27年度市町村民税所得割額」に基づく利用者負担(保育料)となります。

階層区分	定 義	利用者負担
	世帯の階層区分	1号認定
	時間	教育標準時間
1階層	生活保護世帯	0
2階層	平成26年度市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	3,000 (1,500)
3階層	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100 (8,050)
4階層	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500 (10,250)
5階層	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700 (12,850)

()内は半額となった金額

※1号認定では、児童の同一世帯の年少～小学校3年までの最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円とする。

1号認定(幼稚園)の変更点

・平成26年度までは、園ごとに保育料を定めていましたが、平成27年度からは保護者の所得(住民税所得割利用者負担(保育料)を飯田市が設定します。

※現在の就園奨励費で支給される分をあらかじめ引いています。

・母子(父子)世帯または障害者のいる世帯の軽減 …2階層、全額免除、3階層、1,000円減額した額

住民税の定め方

・利用者負担(保育料)の算定方法が所得税から市町村民税所得割額に変わります。

・「保護者の市町村民税所得割額」の合計を基に算定します。(ただし、保護者以外の同居家族が、入所児童またはその父母・兄弟姉妹を税法上の

扶養としている場合は、「保護者の市町村民税額+児童等を税法上の扶養としている親族の税額」で計算します。

平成27年度 飯田市利用者負担 徴収基準額表 保育認定(2号認定・3号認定)

平成27年度利用者負担(保育料)が決定しました。利用者負担(保育料)の切り替え時期が平成27年度からは毎年9月になります。利用者負担(保育料)は基本的に保護者の「市町村民税所得割額」によって計算されます。詳しくは別紙をご覧ください。
 平成27年度の場合は
 4月～8月分は保護者の「平成26年度市町村民税所得割額」に基づく利用者負担(保育料)
 9月～3月分は保護者の「平成27年度市町村民税所得割額」に基づく利用者負担(保育料)となります。

階層区分	定義	利用者負担						同時入所 軽減	多子軽減
	世帯の階層区分	1ヶ月の徴収金基準額 ()内は同時入所で半額となった金額						2人以上の きょうだいが 同時に保育 所・幼稚園・ 認定こども 園・障がい児 通所施設等 へ入所してい る場合	18歳未満の 兄・姉から数 えて3人目以 降の児童が入 所している場 合、左の額か ら下記の割合 で軽減
		2号認定(4歳以上児)		2号認定(3歳児)		3号認定(満3歳未満児)			
	時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0		
2階層	平成26年度住民税非課税世帯	6,000 (3,000)	3,000 (1,500)	6,000 (3,000)	3,200 (1,600)	9,000 (4,500)	6,000 (3,000)		
3階層	所得割課税額48,600円未満	15,900 (7,950)	10,400 (5,200)	16,200 (8,100)	10,700 (5,350)	19,400 (9,700)	13,400 (6,700)		
4階層	所得割課税額72,800円未満	23,500 (11,750)	18,000 (9,000)	23,900 (11,950)	18,400 (9,200)	26,700 (13,350)	20,700 (10,350)		
5階層	所得割課税額97,000円未満	26,500 (13,250)	21,000 (10,500)	27,000 (13,500)	21,500 (10,750)	29,500 (14,750)	23,500 (11,750)	平成二十七年 四月一日現在 で一八歳未満 の兄・姉から 数えて	
6階層	所得割課税額133,000円未満	29,200 (14,600)	23,700 (11,850)	30,100 (15,050)	24,600 (12,300)	33,200 (16,600)	27,200 (13,600)	3人目 50%軽減	
7階層	所得割課税額169,000円未満	31,300 (15,650)	25,800 (12,900)	32,800 (16,400)	27,300 (13,650)	37,100 (18,550)	31,100 (15,550)	4人目 70%軽減	
8階層	所得割課税額235,000円未満	31,700 (15,850)	26,200 (13,100)	34,100 (17,050)	28,600 (14,300)	43,000 (21,500)	37,000 (18,500)	5人目 以降	
9階層	所得割課税額301,000円未満	32,100 (16,050)	26,600 (13,300)	35,500 (17,750)	30,000 (15,000)	48,900 (24,450)	42,900 (21,450)	無料	
10階層	所得割課税額397,000円未満	32,300 (16,150)	26,800 (13,400)	36,200 (18,100)	30,700 (15,350)	59,000 (29,500)	53,000 (26,500)		
11階層	所得割課税額397,000円以上	34,200 (17,100)	28,700 (14,350)	38,200 (19,100)	32,700 (16,350)	65,200 (32,600)	59,200 (29,600)		